

【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新	旧
<p>第 6 条 (口座の開設および取引の適格要件)</p>	<p>1. お客さまは、本取引を行うことを目的として、当社の所定の手続き（本人確認の手續き等を含みます。）に従い当社店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座（以下「本口座」といいます。）の開設の申し込みを行うものとします。なお、本口座開設後、別途お手続きをさせていただくことで店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ！」口座（以下「オプトレ！口座」といいます。）の取引を開始することが可能です。 (省略)</p>	<p>1. お客さまは、本取引を行うことを目的として、当社の所定の手続き（本人確認の手續き等を含みます。）に従い当社店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座（以下「本口座」といいます。）の開設の申し込みを行うものとします。なお、本口座開設後、別途お手続きをさせていただくことで店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ！」口座（以下「オプトレ！口座」といいます。）および店頭外国為替証拠金取引トレードコレクター口座（以下「<u>トレードコレクター口座</u>」）といいます。）の取引を開始することが可能です。 (省略)</p>
<p>第 8 条 (口座の開設手続および名義)</p>	<p>1. 第 6 条に基づき当社がお客さまの本口座の開設を承諾した場合、当社は、お客さまに対して書面により本口座の口座番号および初期パスワード（以下「<u>口座番号等</u>」）といいます。）を通知します。お客さまは個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した口座番号等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパスワードへの変更が求められ、変更後に個別取引を開始することができます。なお、お客さまは、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客さまの管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客さまの責任で、当社の所定の方法により変更するものとします。 なお、本口座とオプトレ！口座、および店頭外国為替証拠金取引トレードコレクター口座（以下「<u>トレードコレクター口座</u>」）といいます。）は同一の口座番号・パスワードとなり、いずれかのサービスでパスワードを変更した場合は、自動でその他のサービスのパスワードも変更されます。 (省略)</p>	<p>1. 第 6 条に基づき当社がお客さまの本口座の開設を承諾した場合、当社は、お客さまに対して書面により本口座の口座番号および初期パスワード（以下「<u>口座番号等</u>」）といいます。）を通知します。お客さまは個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した口座番号等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパスワードへの変更が求められ、変更後に個別取引を開始することができます。なお、お客さまは、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客さまの管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客さまの責任で、当社の所定の方法により変更するものとします。 なお、本口座とオプトレ！口座、<u>トレードコレクター口座</u>は同一の口座番号・パスワードとなり、いずれかのサービスでパスワードを変更した場合は、自動でその他のサービスのパスワードも変更されます。 (省略)</p>